

問Ⅰ－２－③（施行日前における定款の変更の案の決議の可否）

現行の民法法人が、施行日前である平成20年6月に開催する通常総会において、移行の登記をすることを停止条件として、新法の規定に基づく内容を定める定款の変更の案の決議を行うことは可能ですか。

答

- 1 現行の民法法人が、新法に適合するものとするために必要な定款の変更の手続については、通常、新法施行日（平成20年12月1日）以降に行うこととなりますが、施行日より前に行うことも認められるものと考えます。
- 2 現行の社団法人が、施行日前である平成20年6月に開催する通常総会において、整備法第106条第1項（同法第121条第1項で準用する場合を含む。）の移行の登記を停止条件として一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の規定に基づき設けることのできる定款の定めを設ける定款の変更の案の決議を行うことは可能と考えられます。  
これは、寄附行為に寄附行為の変更に関する規定を置く現行の財団法人についても同様です。
- 3 移行の登記を停止条件とした定款の変更の案の決議（整備法第102条）の内容のうち、名称の変更や機関の設置に係わるものとしては、次のようなものがあります。
  - ① その名称中に「一般社団法人」若しくは「一般財団法人」又は「公益社団法人」若しくは「公益財団法人」という文字を用いること
  - ② 一般社団・財団法人法上の理事会を置く旨の定め
  - ③ 一般社団・財団法人法上の会計監査人を置く旨の定め
- 4 なお、上記②について、定款変更を行って理事会を置くことができても、実際に代表理事を施行日前に選任することはできません。また、上記③についても、実際に会計監査人を施行日前に選任することはできませんので、ご留意願います。（問Ⅱ－１－⑤参照）

（参照条文）

整備法第102条 第44条の認定を受けようとする特例民法法人が第106条第1項の登記をすることを停止条件としてしたその種類に従いその名称中に公益社団法人又は公益財団法人という文字を用いることとする定款の変更及び第百条各号に掲げる基

準に適合するものとするために必要な定款の変更については、旧主務官庁の認可を要しない。

整備法第106条 特例民法法人が第44条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所在地においては2週間以内に、その従たる事務所の所在地においては3週間以内に、当該特例民法法人については解散の登記をし、名称の変更後の公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）については設立の登記をしなければならない。この場合においては、一般社団・財団法人法第303条の規定は、適用しない。

整備法第121条 第106条の規定は、第45条の認可を受けた場合の登記について準用する。この場合において、第106条第1項中「公益法人（公益法人認定法第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは、「一般社団法人又は一般財団法人」と読み替えるものとする。

整備法第118条 第102条の規定は、第45条の認可を受けようとする特例民法法人の定款の変更について準用する。この場合において、第102条中「第106条第1項」とあるのは「第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項」と、「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「一般社団法人又は一般財団法人」と、「第百条各号」とあるのは「第117条各号」と読み替えるものとする。